

「みんなで創る内航」推進運動 参加方法 ご説明用資料

「みんなで創る内航」推進運動
令和6年6月

- 2021年5月に「海事産業強化法」(「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」)が成立・公布し、2022年4月より同法律に伴う改正内航海運業法が施行されました。これを踏まえ、引き続き内航海運業界においては取引環境の改善や、船員の働き方改革、運航・経営効率化等による生産性向上に向けた各種取組が進められています。
- 「みんなで創る内航」 推進運動は、事業者によるこれらの取組の実施状況を「自主宣言」によって、自主的かつ対外的に見える化することで、内航海運業界への求職者等への積極的な広報に加えて、業界全体の取組の促進に寄与することを目的としています。

自主宣言の流れ

○「みんなで創る内航」推進運動は、以下の手順で「自主宣言」にあたって必要な取組(必須項目及び自主的な取組)を実施した事業者自身による自主的な宣言を行っていただき、事務局(行政等)が自主宣言を実施していただいた企業リストを集約・公表を行う仕組みとなっています。

<参加の流れ(イメージ)>

①オーナー、オペレーター、船舶管理業者の皆様は、「自主宣言」にあたって必要な取組を行っていただく。

01. 必須項目(法令・ガイドラインの遵守)への合意

- ✓ 関係法令の遵守
- ✓ 関係ガイドラインの実行(※右記)

【関係ガイドライン一覧】

- 「内航海運事業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」
- 「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」
- 「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」

02. 自主的な取組の選定

必須項目は満たした上で、自主的な取組(後述)について具体的な内容を最低1項目より選定・記入していただく

②オーナー、オペレーター、船舶管理業者の皆様は、「自主宣言」を行っていただく。

③事務局(行政等)が自主宣言を実施していただいた企業リストを集約・国土交通省HP等で公表する。



- 「みんなで創る内航」 推進運動には、内航海運業法で定められる内航海運業者(オーナー、オペレーター、船舶管理業者)が参加することができます。
- 「みんなで創る内航」 推進運動への参加は、事務局が配布する「自主宣言様式」を用い、自主宣言を作成して事務局に提出することによって行います。
- なお、参加にあたっては実態と異なる自主宣言とならないようご留意ください。実態とかけ離れた内容である等の状況が確認された場合には、参加が取下げとなる等の可能性があります。

手順1 必須項目の確認

○「みんなで創る内航」推進運動は、以下の手順で「自主宣言」にあたって必要な取組(必須項目及び自主的な取組)を実施した事業者自身による自主的な宣言を行っていただき、事務局(行政等)が自主宣言を実施していただいた企業リストを集約・公表を行う仕組みとなっています。

✓ 関係法令の遵守

関係法令を遵守するとともに、法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、必要な配慮を行います。

✓ 関係ガイドラインの実行

「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けて「内航海運事業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」に提示されている事項に取り組みます。

「内航海運事業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」

(<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001593898.pdf>)

「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」

(<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001593898.pdf>)

「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」

(<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001593870.pdf>)

手順2 自主的な取組の選定

○「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けて自社としてさらに取り組むことができる項目について、「みんなで創る内航」推進運動参加手順」に記載されている取組例を参考に、最低1項目を選定し、「自主行動宣言様式」に記入をお願いします(以下、「取組例(概略)」をご参照ください。)

○「自主宣言」に盛り込んだ項目を自社で公表するか否かは任意で、随時変更が可能です。

取組例 (概略※)

- | | |
|---|--|
| 1 | 船員確保に向けた環境整備に取り組んでいる。(例:船員養成費用等の補助 等) |
| 2 | 労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。(例:働きやすい職場認証制度 等) |
| 3 | 生産性向上のための課題解決に取り組んでいる。(例:荷役に長時間を要することへの対策 等) |
| 4 | 用船契約・配船の改善に取り組んでいる。(例:取引先との配船に係る情報の共有 等) |
| 5 | 荷役及び附帯業務の改善に取り組んでいる。(例:陸海上荷役作業の見直し 等) |
| 6 | 船舶管理業務の改善に取り組んでいる。(例:外部の船舶管理会社の活用、代替船齢の引き上げ 等) |

※ 詳細は、「みんなで創る内航」推進運動参加手順」の「3-2. 自主的な取組の選定」をご参照ください
(<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001746213.pdf>)。

※ 取組例の参考として、「内航海運業における労働環境・取引環境の改善及び生産性向上に向けた取組事例集」も作成しておりますので、あわせてご参照ください(<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001746203.pdf>)。

※ 国土交通省のホームページで公表している「自主宣言様式」のプルダウンメニューから、自社としてさらに取り組むことができる項目を選択することができます。

手順3 自主宣言を作成し事務局に提出

- 事務局が配布する「自主宣言様式」を用いて、自主宣言を作成し、事務局に提出して下さい。
- 自主宣言の提出は随時可能ですが、まずは社内で確認・合意を得やすいものから早期に宣言を行っていただき、段階的に内容を充実させていくことをおすすめしています。なお、自主宣言提出後にそれを更新するか否かについては任意で、取組の進展等に合わせて追記・修正が可能です。
- また、代表となる事業者が関係各社の意向及び合意を得た上で、自主宣言をとりまとめて提出することなども可能です。

提出用フォーム URL

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn3_000010.html

[illegible]

自主宣言様式(イメージ)

手順4 認証マークの掲示

- 自主宣言を事務局に提出して受理された内航海運業者は事務局が配布する認証マークを自社ホームページ等で掲示していただくことができます。
- なお、認証マークの著作権は国土交通省海事局内航課に帰属します。

認証マーク



自主宣言様式及び記入例

「みんなで創る内航」推進運動 自主宣言

様式 【共通】

企業名	所在地	ホームページURL

最終更新日

当社は、関係法令及び「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けた「内航海運事業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」に沿って、以下のよりに自主的に取り組むことを宣言します。

【法令・ガイドラインの遵守】

番号	取組項目	取組内容
1	関係法令の遵守	関係法令を遵守するとともに、法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、必要な配慮を行います。
2	関係ガイドラインの実行	「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けて「内航海運事業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」に提示されている事項に取り組みます。

【「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けた自主的な取組】

番号	具体的な取組内容
1	
2	
3	
4	
5	

【自由記述欄】

取組内容の詳細 及び PR内容	
-----------------------	--

「みんなで創る内航」推進運動 自主宣言

記入例 【共通】

企業名	所在地	ホームページURL
〇〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	http://www.~~~ (自社HPをお持ちの場合のみ)

最終更新日 2024年〇月〇日

当社は、関係法令及び「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けた「内航海運事業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」に沿って、以下のよりに自主的に取り組むことを宣言します。

【法令・ガイドラインの遵守】

番号	取組項目	取組内容
1	関係法令の遵守	関係法令を遵守するとともに、法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、必要な配慮を行います。
2	関係ガイドラインの実行	「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けて「内航海運事業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」に提示されている事項に取り組みます。

【「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けた自主的な取組】

番号	具体的な取組内容
1	船員養成費用等の補助
2	働きやすい多様な勤務体系の構築（勤務ローテーションの変更など）
3	配船・運航スケジュールの自動化・半自動化（AI導入も含む）
4	
5	

【自由記述欄】

取組内容の詳細 及び PR内容	・当社では船員確保に向けた環境整備の一環として、海技免状未保有者に対して、海技学院の受講料などの一部費用を当社が負担する制度を導入しています。 ・昨今の若手船員からの要望を踏まえ、3か月乗船、1か月休職という従来ローテーションの短縮に向けてローテーションコストの検討作業に着手しています。 ・上記の他、当社では最近船内のインターネット接続環境を強化するなど、居住環境の整備に取り組んでおり、船員の皆さんにとって働きやすい会社を目指しています。
-----------------------	---

- 「みんなで創る内航」 推進運動のウェブサイトおよび事務局連絡先は以下のとおりです。
- 「自主宣言様式」はこのウェブサイトからダウンロードしてください。

ウェブサイト URL

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn3_000010.html

事務局連絡先

メールアドレス hqt-naiko@ki.mlit.go.jp

電話番号 [03-5253-8111](tel:03-5253-8111)(内線43-463)

スケジュール

- 広報及び募集開始日
令和6年6月12日(水)
- 参加企業名等の公表
広報及び募集の開始以降、適時実施